

2015年10月 通知開始

2016年1月 運用開始

マイナンバー制度が始まります!!

準備を始めていますか？

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度の目的

税金の不公正感や不透明性をなくし、公正・公平な社会の実現と行政手続きを効率化し国民の利便性を高めることです。

マイナンバーとは

社会保障・税・災害対策の行政手続きに利用される、特定個人を識別するための12ケタの番号(個人番号)のことです。

開始時期

2015年10月から市区町村からマイナンバーが通知され、2016年1月から運用開始。年金、雇用保険、源泉徴収票をはじめ、各種手続きに必要です。

マイナンバーの利用イメージ

社員やその家族から番号を取得

各種法定調書や資格取得届等へ記載

行政機関へ届出



企業が行う準備

- ❑ 社員とその家族 (扶養家族) 全員の個人番号の取得
- ❑ 契約社員・パート・アルバイト等 給与支払いが発生する人物の個人番号の取得
- ❑ 取扱規定等の策定 (100名以下の法人は特例あり)
- ❑ 個人番号の 適切な保管・管理体制策定 (法定保管期限後は破棄)



漏えい防止!



個人番号を漏えいさせないための
セキュリティ強化が必須!



マイナンバーの収集から保管、利用、破棄までのルールと運用体制を検討しなくてはなりません。

❗ 個人番号情報が漏えいしたら……

個人情報法保護法とは違い、マイナンバー法は厳しい罰則が適用されます。

また、規模を問わず、従業員などに給与を支払うすべての企業が対象です。

(個人番号は個人情報に直結する重要な情報であるため)

罰則(抜粋)

行為	罰則
正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金又は併科
不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 若しくは150万円以下の罰金又は併科

行為者だけでなく所属法人も管理体制を問われ、罰金刑が科される場合があります。

利用シーンごとの対策

社員と家族のマイナンバー取得と管理

「通知カード」と「本人確認書類」の写しを受領(写しは返却)



スキャンしてデータで保管する場合

- スキャン時に暗号化をしましょう。
- 社内システムへの外部からの侵入を防ぎましょう。
- 社員のPCからウイルスの侵入を防ぎましょう。



コピーして紙で保管する場合

- 個人番号記載のファイルの持ち出しや盗難を防止しましょう。



各種届出書類の印刷



源泉徴収票、被保険者資格取得届、支払調書等を印刷する場合

- 印刷時の紙からの漏えいを防ぎましょう。
 - : 印刷書類の取り忘れ
 - : 印刷書類混在での持ち去られ



マイナンバー漏えい防止に役立つソリューション

スキャンしてデータで保管する場合

■スキャン時に暗号化をしましょう。

解決策：重要なデータをスキャンした時点で暗号化してパスワードがないと閲覧できないようにします。

MFP+暗号化PDF



■社内システムへの外部からの侵入を防ぎましょう。

解決策：ウイルス感染および外部からの攻撃による情報漏洩を防ぎます。

HOME



■社員のPCへのウイルスの侵入を防ぎましょう。

解決策：USBメモリ等の外部メモリを接続したときにウイルスをスキャンし、PCへのウイルス感染を防ぎます。

ESET



コピーして紙で保管する場合

■個人番号記載のファイルの持ち出しや盗難を防止しましょう。

解決策：重要なファイルはキャビネットに入れて厳重に保管し、盗難も視野に入れて、オフィスにカメラを設置します。

ネットワークカメラ



源泉徴収票、被保険者資格取得届、支払調書等を印刷する場合

■印刷時に他の人に持ち去られないようにしましょう。

解決策：すぐに印刷されないよう溜め置き印刷をして、他人に重要書類の持ち去られを防ぎます。同時にコスト削減にも貢献します。

えらんでマイプリント/ICカード認証



●お問い合わせは弊社担当営業まで



0282-24-5400 (代)

2015年3月現在